

実演家著作隣接権センター事業
インボイス制度に対応する消費税の取扱い指針

令和 6 年 5 月 3 0 日 制定
令和 8 年 9 月 3 0 日一部改正

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター（以下、「芸団協 C P R A」という。）は、2 0 2 3 年 1 0 月から開始されたインボイス制度（適格請求書等保存方式）に適切に対応し、実演家著作隣接権センター事業を安定的に実施していくことを目的として本指針を策定する。

1. 法令等の遵守

芸団協 C P R A は、消費税法およびこれに関連する法令の定めを遵守する。

2. インボイスの交付

芸団協 C P R A は、法令に基づき、適格請求書発行事業者として、放送局や貸レコード店などの利用者の求めに応じてインボイスを交付する。

3. 分配時の実費控除

芸団協 C P R A は、委託者に使用料等を分配する際にインボイス又はこれに準ずる書類を入手できない場合、インボイス制度の経過措置をふまえ、分配する使用料等から下表に定める金額を実費（芸団協 C P R A が負担する消費税相当額）として差し引いて支払う。

分配の時期	実費として控除する額
令和 6 年 12 月 1 日から 令和 8 年 9 月 30 日まで	消費税相当額の 20%
令和 8 年 10 月 1 日から 令和 10 年 9 月 30 日まで	消費税相当額の 30%
令和 10 年 10 月 1 日から 令和 12 年 9 月 30 日まで	消費税相当額の 50%
令和 12 年 10 月 1 日から 令和 13 年 9 月 30 日まで	消費税相当額の 70%
令和 13 年 10 月 1 日から	消費税相当額

4. 改廃

この指針の改廃は、理事会が行う。

附 則

- この指針は、令和 6 年 5 月 3 0 日から実施する。
- この指針は、令和 8 年 1 0 月 1 日から実施する。